

委託業務仕様書

この仕様書は、委託者である札幌市が受託者に委託する下記業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

劇場を活用したプロモーション業務

2 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 業務目的

冬季オリンピック・パラリンピック招致の機運醸成に向けて、「冬季オリンピック名シーン総集編映像動画」と「キービジュアル動画」を活用し、道内主要都市の劇場にて、当該動画の放映及びロビープロモーションを行うもの。

4 業務内容

(1) 動画の放映

以下のとおり放映すること ※広告費用の支払いを含む

ア 上映劇場・上映期間

劇場名	上映期間
ユナイテッドシネマ札幌	2月4日（金）～3月17日（木）
シネマ太陽函館	3月4日（金）～3月10日（木）
イオンシネマ旭川	
ディノスシネマズ苫小牧	
シネマ太陽帯広	
イオンシネマ釧路	
イオンシネマ北見	

イ 上映作品

アで上映する全スクリーン（放映枠は委託者が仮押さえ済）

ウ 放映動画

委託者より提供する以下の2本の動画を放映すること。

- ・冬季オリンピック名シーン総集編映像動画（15秒、MP4形式）
- ・キービジュアル動画（15秒、MP4形式）

※動画データに関しては、各劇場が指定するフォーマットに変換の上、指定のメディアに記録して提出すること。

(2) ロビープロモーション

各劇場において、来場者に対し、下記のとおり、サンプリング（啓発品渡し）及びアンケートを行うこと。

ア 実施期間

劇場名	実施期間
ユナイテッドシネマ札幌	2月5、6、11、12、13、19、20、23、26、27日 3月5、6、12、13日の土日祝 全14日間
シネマ太陽函館	3月5日（土）～3月6日（日）の2日間
イオンシネマ旭川	
ディノスシネマズ苫小牧	
シネマ太陽帯広	
イオンシネマ釧路	
イオンシネマ北見	

イ 実施時間

10時00分から18時00分（8時間）を基本とし、事前に委託者の承諾を得ること。

- ・ブースの設営及び撤去時間は含まない。
- ・劇場に応じて開始・終了時間を変更可能とする。

ウ 実施場所

各劇場ロビー（詳細の使用範囲は、劇場及び委託者と調整すること。）

※ロビーの使用料の支払いを含む

エ 対象

ユナイテッドシネマ札幌は各日200名程度、その他の劇場は各日50名程度を目標に、1枚でも多くのサンプリング及びアンケート回収を行うこと。

オ サンプリング

委託者より提供するサンプリングを配付すること。当該グッズの詳細については、別途委託者より提示する。

カ アンケート

- ・バインダーにアンケート用紙、大会概要案（簡易版）及び鉛筆を挟み込み、来場者に声かけし、実施してもらうこと。
- ・アンケート用紙（A4）は、受託者にて当日までに印刷すること（データは委託者より提供）。
- ・大会概要案（簡易版）（A3）は委託者にて印刷したものを提供する。
- ・バインダー及び鉛筆は、受託者にて用意すること。
- ・単純集計を行い、3月16日（水）までにデータを提出すること。なお、集計内容については、委託者より別途指示する。

キ 運営体制

- ・現場責任者1名、スタッフ3名を基本（上限）として対応すること。なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、劇場によって人員を削減する可能性があることから、詳細については、劇場及び委託者と調整のうえ決定すること。
- ・現場責任者及びスタッフについては、過去にアンケート調査などに類似した業務の経験者とする。

- ・現場責任者は、「2030 北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会概要（案）」を熟読し、本紙に記載する事項については、来場者に説明できるようにすること。
- ・スタッフは、以下で制作するパネルの内容を把握し、本パネルに記載する事項については、来場者に説明できるようにすること。
- ・上記を遂行するため、現場責任者やスタッフの事前研修を実施するなどの教育を行い、当日は来場者に対し、スムーズな質疑応答による対象目標数を達成できるような工夫を施すこと。

ク 現場運営

- ・効果的なプロモーションとなるよう、必要に応じて現地視察を行うとともに、委託者及び劇場との協議のうえで、事前にブース展開イメージを提出し、委託者の承諾を得ること。
- ・展開ブースには、必ず訴求パネル（B1 サイズ、1 劇場につき 2 枚程度）を設置することとし、パネルのデザイン作成（基本デザインは委託者より提供）及び制作をすること。
- ・掲出に必要なイーゼルなどは、受託者において用意すること。
- ・テーブル・イスは劇場からレンタルすることが可能。

ケ 新型コロナウイルス等感染症対策

劇場が示すガイドラインに従い、マスクやフェイスシールドを装着するほか、消毒や手袋、授受トレーなど、必要な措置を講ずること。

(3) サンライズ社との調整

本業務の実施にあたっては、事前の準備及び当日の運営、事後の精算に関して、劇場における映画広告及び劇場ロビーの使用を管理する㈱サンライズ社と調整を行うこと。

5 成果物

(1) 実施報告書 ※4-(2)-カの集計表は別作成

本事業の実施状況及びアンケート結果をまとめた報告書を作成すること。必要に応じてそれぞれの状況写真を添付すること。なお、各書面の提出にあたり、事前に内容について委託者と協議し、委託者指示事項を含めた内容で作成し、事前に承諾を得ること。

(2) その他担当が必要と認めるもの

6 秘密の保持

本業務の遂行に当たり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本業務の履行に限って使用することとし、本契約の履行期間及び履行後において、第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持及びデータの取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

7 その他

- (1) 本業務履行に当たり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上決定する。
- (2) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。業務処理責任者は、本業務を行う上で必要な能力と経験を有する者とし、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 委託業務の成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (7) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (8) 成果物に使用された写真、イラスト、その他の資料等については、本事業に関連する目的で委託者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次使用(印刷物の制作等)できるものとする。
- (9) 委託業務の遂行に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (10) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (11) 本業務の履行に当たり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8 お問い合わせ先

札幌市スポーツ局招致推進部調整課

(札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌市ビル9階)

担当：児見山・長瀬 TEL：(011) 211-3042